

令和4年横審第23号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月4日14時30分

東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 16トン

登録長 11.95メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 559キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵室及び船室、その上方にフライングブリッジを有する2機2軸の最大搭載人員が15人のFRP製プレジャーモーターボートで、フライングブリッジの中央に舵輪が、その左側にGPSプロッター及びレーダーが、右側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、舵輪後方に操縦席、その左方に座席、フライングブリッジの左舷前部に座席が設置され、a受審人が1人で乗り組み、知人10人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年5月4日07時頃江戸川区の旧江戸川の係留場を発し、旧江戸川を下航した。

ところで、葛西臨海公園南方沖合には、旧江戸川、荒川両河川から流入した土砂が堆積して形成された、およそ1海里四方の三枚州と呼ばれる浅所があり、その周囲に約500メートルないし約900メートル間隔で葛西標識杭と称される9基の黄色の簡易標識灯（以下「標識杭灯」という。）が設置され、同杭には乗揚げ注意と記載された注意銘板が取り付けられており、a受審人は、船舶所有者である父親及び友人から、三枚州は干潮になると水深が0メートルになること、標識杭灯が設置されており、同杭灯の外側を航行しなければならないことを教えられ、そのことを承知していた。

a受審人は、旧江戸川から、三枚州を避けて千葉県浦安市舞浜の護岸に沿って下航したのち、東京湾に出て神奈川県横須賀市沖合の釣り場に向かい、08時頃釣り場に到着して釣りを始め、移動しながら釣りをを行い、13時頃釣りを終えて帰途に就いた。

a受審人は、同乗者をフライングブリッジの左舷前部の座席と操縦席左方の座席に1人ずつ腰掛けさせ、他の8人を船室の座席に腰掛けさせ、自らはフライングブリッジの操縦席に腰掛けて操船にあたり、

14時22分半少し前浦安沖灯標から213度（真方位、以下同じ。）  
1.65海里の地点で、針路を349度に定め、18.0ノットの速力  
（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

a 受審人は、フライングブリッジの同乗者と会話をしながら続航し、  
14時28分浦安沖灯標から281.5度1.23海里の地点に達した  
とき、三枚州まで1,110メートルとなり、その後三枚州に向首し  
て接近する状況であったが、フライングブリッジの同乗者との会話に  
気をとられ、目視で標識杭灯との相対位置関係を確認するなど、船位  
の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、三枚州に向首して接近する状況のまま進行し、14時  
30分浦安沖灯標から302度1.56海里の地点において、Aは、  
原針路及び原速力のまま、三枚州に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあ  
たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に擦過傷及びプロペラ翼に曲損を生じた  
が、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、葛西臨海公園南方沖合において、旧江戸川の係留場所  
に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、三枚州に向首進行したこ  
とによって発生したものである。

a 受審人は、葛西臨海公園南方沖合において、旧江戸川の係留場所  
に向けて航行する場合、三枚州に向首進行することのないよう、目視で標  
識杭灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき  
注意義務があった。ところが、同人は、フライングブリッジの同乗者  
との会話に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失に

より、三枚州に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 2 8 日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾